

知床自然大学院大学設立の試み

公益財団法人 知床自然大学院大学設立財団
業務執行理事 中川 元



知床自然大学院大学設立財団について

- 設立 2013年 （公益法人認定 2014年）

- 設立の背景

地元自治体による「知床自然大学」構想（1986年～2009年）

知床世界自然遺産登録と世界遺産科学委員会の発足（2005年）

- 目的（定款第3条）

野生生物と人間社会との間に生じた様々な問題解決と共生のための新しい思想・技術を創出しその実践を担う専門家や研究者を育成する大学院に相当する高等教育研究機関（以下、「知床自然大学院大学」という）を、設立・設置・誘致することに寄与することを目的とする。

- 事業（定款第4条）

- (1) 知床自然大学院大学を開設する学校法人設立の準備、及び大学院大学の設置或いは誘致の準備をする事業。
- (2) 知床自然大学院大学が必要であることを広く世の中に訴える広報事業、およびそのための調査研究事業。

- 組織 評議員会(6名)－理事会(13名)－計画策定専門委員会(12名)

専門職の養成-1 「知床自然大学院」の構想

「知床自然大学院」の構想

●大学院の理念と目的

野生生物と人間社会の間に生じた様々な問題の解決と、共生のための新しい思想・技術を創出し、その実践を担う専門家を養成する。

●育てる人材と教育内容

高度な専門性と人間力を持ち、野生生物保護管理を通して新しい価値の創造と、地域社会の構築を担うことのできる人材。

現場教育、実践的トレーニングに重点を置いたカリキュラム。

●受け入れる学生

環境保全や野生生物保護管理に関心を持つ学部卒生(生物・農学・環境・社会学系等)社会人(自治体・国・公益法人等の実務者、法人の環境部門、地域活動者)、留学生。
生態学の基礎知識を有し、自然科学・社会科学全般に関心を有する者。

●卒業後の進路

自治体や国の野生生物対策担当者・行政官、公益法人・企業・団体の環境部門専門職員、環境NGO・NPO職員、地域資源保全や地方創生組織職員、教育機関職員など。

専門職の養成-2

求められる能力と役割

保護管理専門職に求められる能力と役割

区分	範囲	国・広域レベル	都道府県レベル	市町村・郡レベル
	役割	広域型専門職	レジデント型専門職	専門技術職員
	名称・資格(仮)	保護管理専門官 ワイルドライフマネージャー		保護管理士 保護管理技術士
	養成	大学院(修士・博士)		大学・大学校・専門学校
求められる能力	政策立案・管理計画策定・指針等作成能力	◎	◎	
	モニタリング・評価・順応的管理実施能力	◎	◎	
	対策立案・マニュアル作成・委託管理能力	◎	◎	○
	調査研究能力・現地データの収集能力	◎	◎	◎
	合意形成・ファシリテーション・普及啓発能力	◎	◎	◎
	高度な管理手法・捕獲技術・実践能力	○	◎	◎
	地域資源保全活用能力・価値創造能力		◎	◎
	地域ビジョンの提示・地域問題の解決能力		◎	○

これらの能力を持つ人材養成には「保護管理現場での教育(フィールドトレーニング)」が重要

専門職の現場教育-1 教育フィールドの条件

現場教育フィールドとしての条件＝知床にそろそろ多様な教育資源

- 多様な自然環境： 森林、草原、海岸、河川、湖沼、湿原、高山、沿岸海域、氷海、
二次林、造林地、耕作放棄地、森林復元途上環境
- 多様な生物相： 多様な生息種、絶滅危惧種・希少種、渡り鳥・回遊性哺乳類、外来種
- 多様な産業活動： 農業（畑作・酪農・畜産・稲作）、漁業（沿岸・沖合・昆布・内水面）、
観光・エコツーリズム（野生動物・自然体験・火山・流水・遺跡・産業）
- 多様な保護地域： 世界遺産、原生自然環境保全地域、国立公園、利用調整地区、国定公園、
道立自然公園、森林生態系保護地域、特定動物保護林、植物群落保護林、
鳥獣保護区、
- 問題克服の経験： 開拓跡地問題と知床100m²運動、知床横断道路問題、知床国有林伐採問題、
オーバーユース問題、知床財団の設立、世界遺産登録と管理体制
- ◎課題の存在： エゾシカ問題、ヒグマとの共存、野生動物餌付け問題、絶滅危惧種の保護増殖、
海鳥保護対策、、トドの保護と漁業被害、ダムの改良、利用調整、外来種の排除
- 他大学・研究機関・管理団体・研究者との連携： 知床科学委員会・研究者・大学・博物館・研究
機関・公益法人・NPO等との連携
- 調査研究成果の蓄積： 保全や対策のための調査研究成果の長年の蓄積がある

専門職の現場教育-2 教育資源としての「課題」

知床の主な野生動物と産業・生活・保全をめぐる関係と課題

	ヒグマ	エゾシカ	キツネ	鰭脚類 (アザラシ類・トド)	クジラ類	カモメ類
農業	作物被害	作物被害	作物被害			
漁業	作業安全管理			食害 漁具被害	観光資源・漁業資源 捕鯨船と観光船	
林業	作業安全管理	森林被害				
観光 エコツー リズム	観光資源 安全管理	観光資源 安全管理	観光資源・餌付問題 寄生虫症媒介	観光資源 漂着死体ヒグマ誘因	観察資源 漂着死体ヒグマ誘因	観察資源
公共工事	作業安全管理	緑化植樹木食害				
住民生活	生活安全管理	衝突事故 庭木・菜園被害	寄生虫症媒介	環境教育素材	環境教育素材	住宅への営巣糞害
保全	個体数管理 海鳥繁殖阻害	個体数管理	個体数管理	絶滅危惧種の保護	絶滅危惧種の保護	集団繁殖地の保全

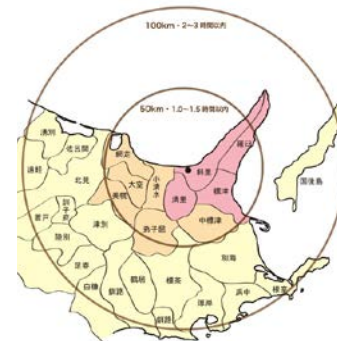
	ガン類	海鳥類 (ウミウ・ケイマフリ等)	オジロワシ オオワシ	シマフクロウ	サケ科魚類	アライグマ
農業	作物被害					作物被害
漁業		漁網混獲			漁業資源	(淡水魚類被害?)
林業			生息地保全	生息地保全	生息地保全	
観光 エコツー リズム	観光資源	観察資源 観光船の影響	観察資源 観光餌付け	観光資源 観光餌付問題	観光資源・釣り資源 死体放置ヒグマ誘因	
公共工事			生息への影響	生息への影響	生息への影響	
住民生活		環境教育素材	環境教育素材	環境教育素材	釣り対象魚 環境教育素材	
保全	絶滅危惧種の保護	絶滅危惧種の保護	絶滅危惧種の保護	絶滅危惧種の保護	河川構築物改良 産卵河川環境の保全	(フクロウ類被害?) 外来種対策

専門職の現場教育-3

広域知床圏

広域知床圏の産業と保護地域

	市町村数	農業				漁業			林業		都市 10万人以上
		畑作	酪農	畜産	稲作	沿岸	沖合	内水面	木材	特用林産物	
知床地域	4	○	○	○		○			○	○	
広域・50km圏	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
広域・100km圏	18	○	○	○		○	○	○	○	○	○



	国際条約		自然公園法		自然環境保全法		鳥獣保護法		国有林・保護林制度			民間保護区		
	世界遺産	ラムサール湿地	国立公園	国定公園	道立自然公園	原生自然環境保全地域	道自然環境保全地域	国設鳥獣保護区	鳥獣保護区	森林生態系保護地域	植物群落保護林	特定動物生息地保護林	ナショナルトラスト	日本野鳥の会保護区
知床地域	1		1	1	1	1	1	1	5	1	2	2	1	1
広域・50km	－	1	1	1	－	－	－	1	8	－	5	1	1	－
広域・100km	－	6	2	1	2	－	3	5	27	－	7	1	3	27
合計	1	7	4	3	3	1	4	7	40	1	14	4	5	28



知床圏の各種保護区と産業地域

広域知床圏の保護地域